

きょう一日 永田 明正

一日を始めることはたやすく、
一日を終えることはむずかしい。

きょう一日の希望を口にすることはできても、
きょう一日の反省はなかなかできない。

たった一日を生きることだけでも、
とても至難のわざではありませんか。

人生を語るまえに、
きょう一日を語ってください。

もうすぐ風薫る新緑の五月・・・イイね！！ 変異株流行で外出できませんが
また突然ですが、読んでくれれば嬉しいです！！＜2/4＞
1・2年生の復習をスタートさせましたか？緊急事態宣言下のGWを有意義に！
5月3日は「憲法記念日」5月5日は「こどもの日」です。

◆文章（文字）ばかりで「読む気がしない」ってか（笑）・・・確かに、憲法だ！憲法改正だ！と言われても、ピンとこないよね。でも、僕も、君たちも、憲法や様々な法律でもって守られ、また教育も受けられている。そのことは確かなんだ。

◆望むと望まないに係わらず、2015年（可決・成立）から18歳から選挙権が与えられた。君たちもあと3年後だ！ 2016年3月29日には集団的自衛権を行使できるようにする安全保障関連法が施行された。また憲法改正の動きもある。

◆憲法については、小学校6年生で習ったよね、三つの原則（柱）があるって。①国民主権 ②基本的人権の尊重 ③平和主義・・・社会科公民で中村先生から詳しく習うだろう。

日本国憲法 昭和22(1947)年5月3日施行

＜前文＞

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第二章 戦争の放棄

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

○2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

難しいけど前文を、頑張って読んでみましょう！

「総議員の三分の二以上の賛成」を「過半数」に改正する案がでているらしい。憲法第9条も国民投票で改正されるならいいと思うが・・・政府の憲法解釈変更で「集団的自衛権」（安全保障関連法）を合憲だとするのは抵抗がある。（これは、僕の勝手な個人的意見です）

第九章 改正

第九十六条

この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

○2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

◆最近、中国の「香港国家安全維持法案」やミャンマーの「軍事クーデター」のニュースを見て、ふと思うことは『日本でも集団的自衛権のこと、憲法改正の動き、沖縄基地問題など問題は沢山あるなあ』ということ。僕も詳しくはないし、難しい事柄だけど「日本の未来」にまったく無関心ではられない！

◆ヨーロッパでもテロ事件が多発しており、アメリカ大統領がトランプになってからは、世界情勢が大きく揺れ動いていた。日本でも、テロ等準備罪（組織犯罪処罰法改正案）が、2017年6月15日に国会で可決された。このテロ等準備罪を戦前の治安維持法（思想、学問、言論、表現など一切の自由への過酷な弾圧の法的根拠）と重ね合わせる人もいれば、重ね合わせることがナンセンスだという人もいる・・・政府に異議を申し立てる者は、治安維持でもって自由を奪われ、拘束される、そんな時代に二度と戻してはならない！！ 次号に続く